

# 災害見舞金について

平成25年9月2日、9月4日に発生した竜巻及び9月16日の台風18号による突風で被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

共済組合では、組合員が水震火災その他の非常災害(盗難は除きます。)によって住居や家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じ、災害見舞金を支給する制度があります。

請求にあたっては、損害を受けたこと分かる写真(室内外)が必要となりますので、可能な限り写真を撮っていただきますようお願いいたします。

**住居とは**・・・組合員が生活の本拠としている住宅(自宅、借家、借間、公営住宅、公務員宿舎)のことです。

**家財とは**・・・毎日の生活に必要な財産(家具、調度品、寝具、衣服)のことを言い、現金、預貯金、有価証券等は含みません。

【災害見舞金給付額表】

損 害 の 程 度		給 付 額
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		給料の3ヵ月分×1.25
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居及び家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> <li>●住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		給料の2ヵ月分×1.25
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居及び家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> <li>●住居又は家財の2分の1が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		給料の1ヵ月分×1.25
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき</li> <li>●住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき</li> </ul>		給料の0.5ヵ月分×1.25
●浸水によって平屋建ての家屋(家財含む)が 損害を受け、その認定が困難のとき	床上120cm 以上	給料の1ヵ月分×1.25
	床上30cm 以上	給料の0.5ヵ月分×1.25

(注)① 災害見舞金の給付額は、住居、家財を別々に算定して合算いたしますが、給料の3ヵ月分が限度額になります。

② 同一世帯に2人以上の組合員が居る場合は、それぞれの組合員に支給されます。

これからの季節は、空気が大変乾燥しますので、火の元には十分ご注意ください。